

新 福 監 第 3 1 5 号
令和4年12月21日

地域密着型サービス事業所の管理者 様
介護予防支援事業所の管理者 様

新潟市福祉部福祉監査課長

令和4年度集団指導（地域密着型サービス）の実施について（通知）

日頃、当市の介護保険事業につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、介護保険制度が適正に運営されるよう、介護保険法第24条の規定により、下記のとおり集団指導を実施します。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新潟市のホームページに掲載される資料及び動画を各事業所が確認する形の指導方式となります。

詳細は下記をご覧ください。

記

1 対象者

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (2) (介護予防)認知症対応型通所介護事業所
- (3) (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 介護予防支援事業所

の管理者等

2 掲載資料

- (1) 運営指導結果からみた留意点について 共通編
- (2) 運営指導結果からみた留意点について 各サービス運営基準編
- (3) 運営指導結果からみた留意点について 各サービス介護報酬編
- (4) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について
- (5) 高齢者虐待の防止について
- (6) 生活保護制度における介護扶助について
- (7) 参考資料集

3 受講方法

上記(1)～(7)の資料について、下記アドレスの新潟市福祉監査課のホームページに資料及び解説動画（資料(1)(4)以外は資料掲載のみ）を掲載しますので、内容をご確認ください。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>社会福祉施設・法人等指導監査
>集団指導について

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansa/syuudansidou/chimitusyuudan.html>

4 受講期間

令和5年1月4日（水）～1月31日（火）

5 受講確認

受講状況を確認するため、受講後に集団指導の内容に基づき必ず事業所の運営状況の点検を行ってから、「かんたん申込み」により受講した旨を市に報告してください。

かんたん申込み URL

<https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/dform.do?id=1670919910605>

スマートフォン用QRコード



6 注意事項

- (1) かんたん申込みでの報告は、必ず1サービス種別につき1回ずつ行ってください。
- (2) 期限内にかんたん申込みでの報告が無い場合、集団指導を受講していないものとして、運営指導の優先対象として検討しますのでご注意ください。

7 その他

- (1) 集団指導は、法令に基づく指導であり、研修ではありませんので、視聴時間の業務上の取扱いについて特段のご配慮をお願いいたします。
- (2) 質問がある場合は、かんたん申込みのフォームからお願いいたします。
- (3) 複数の事業所を運営している法人におかれましては、全ての事業所サービス種別で受講報告が行われているかよくご確認いただきますようお願いいたします。
- (4) 解説動画毎に音量が異なっていますので、適宜音量を調整していただくようお願いいたします。

【担当】

新潟市福祉部福祉監査課 村上

TEL : 025-226-1182 FAX : 025-225-6304

E-mail : kansa.wl@city.niigata.lg.jp